

◇建設是非問い、市民団体が直接請求した条例案

東京電力福島第1原発事故に伴う除染で出た汚染土などを保管する中間貯蔵施設について、福島県楡葉町議会は29日、建設の是非を問う住民投票条例案を賛成4、反対6の賛成少数で否決した。市民団体が有権者（約6250人）の3分の1に当たる町民2151人の署名を集め、条例制定を町に直接請求していた。楡葉町では昨年9月にも住民投票条例案が議員提案されたが、1票差で否決されていた。

町役場を置く同県いわき市で29日開いた臨時町議会で松本幸英（ゆきえい）町長は「双葉郡の早期復興を考えると、町だけでなく郡内で十分に協議すべきだ。県が前面に立って調整しており、町のみの問題ではない。住民投票は適当ではない」と条例案に反対の意見を述べた。

直接請求した市民団体代表の海事代理士、松本慶一さん（65）は「中間貯蔵施設が建設されれば、若年世代を中心に帰還しない住民が増える。議会や地権者だけではなく町民一人一人の民意を踏まえて判断すべきだ」と条例制定を求めている。

環境省は同町と大熊、双葉の3町に施設建設を計画している。ボーリング調査などで適地と判断し、昨年12月、石原伸晃環境相が3町長と佐藤雄平知事に建設受け入れを要請した。

楡葉町の松本町長は施設について、町内で発生した汚染濃度の低い廃棄物に限って受け入れる「保管庫」と主張。27日には佐藤知事に計画の見直しを国に伝えるよう要請した。【中尾卓英】